

## ○本宮市宅地造成奨励金交付要綱

平成26年10月1日

告示第116号

改正 平成31年3月11日告示第13号

令和2年3月25日告示第31号

令和5年3月28日告示第22号

### (趣旨)

第1条 この告示は、住環境の整備、優良な住宅地の供給を促進し、将来にわたって定住人口対策を講じながら、活気あるまちづくりを進めるため、市内で宅地造成を行う事業者に対し本宮市宅地造成奨励金(以下「奨励金」という。)を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この告示において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 造成とは、宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号)第2条第2号に規定する宅地造成工事等、市長が奨励金の対象となる工事として適当と認めた工事をいい、単に分筆、合筆又は地目変更を行ったものを除く。
- (2) 事業者とは、宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)第2条第3号に規定する宅地建物取引業者で、市内において住宅団地の造成事業を行う者をいう。
- (3) 住宅団地とは、新たに一戸建て住宅用地を分譲することを目的として形成される一団の土地をいう。

### (奨励金の交付対象及び条件)

第3条 交付の対象は、事業者が自ら所有し、市内に造成する優良な住宅団地とし、次の各号に該当しなければならない。

- (1) 平成26年10月1日から令和8年3月31日までの間に、交付対象事業が完了がされていること。
- (2) 1区画につき面積が165平方メートル以上で、分譲区画が3区画以上あること。
- (3) 一戸建て住宅地分譲又は一戸建て建売分譲の開発であり、各区画が建築基準法(昭和25年法律第201号)第43条に規定する要件を満たしていること。

### (奨励金の額等)

第4条 奨励金の額は、次の各号に掲げる地域区分に応じ、当該各号に定める額とし、毎年度予算の範囲内で交付するものとする。

- (1) 本宮地区(本宮市本宮、青田、荒井、仁井田、高木、岩根及び関下地内)  
1区画につき20万円とする。ただし、同一の事業者が造成する同一の住宅団地に対する交付上限額は300万円とする。
- (2) 白沢地区(本宮市和田、糠沢、白岩、長屋、稲沢及び松沢地内)  
1区画につき70万円とする。ただし、同一の事業者が造成する同一の住宅団地に対する交付上限額は700万円とする。

(奨励金の交付申請)

第5条 奨励金の交付を受けようとする事業者は、令和8年3月31日までに本宮市宅地造成奨励金交付申請書(様式第1号)及び事業報告書(様式第2号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 宅地建物取引業免許の写し
- (2) 公図の写し
- (3) 土地登記事項証明書
- (4) 平面図
- (5) 完成写真
- (6) 道路位置指定を必要とした場合は、その指定書の写し
- (7) 位置図
- (8) その他市長が必要と認める書類

(奨励金の交付)

第6条 市長は、前条の交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、奨励金の交付又は不交付について決定するものとする。

2 前項の規定により当該奨励金の交付を決定した場合にあっては、市長はその額についても併せて決定するものとし、また適正な交付を行うため必要があると認めるときは、条件を付することができる。

3 市長は、第1項の規定により奨励金の交付又は不交付を決定したときは、本宮市宅地造成奨励金交付(不交付)決定通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

(奨励金の交付請求)

第7条 前条第3項の規定による交付決定を受けた事業者(以下「交付決定者」という。)は、奨励金の交付を受けようとするときは、交付決定の通知日から20日以内に本宮市宅地造成奨励金交付請求書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

(奨励金交付の取消し)

第8条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当した場合には、奨励金の交付額の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 不正な手段により交付を受けたとき。
- (2) 奨励金交付の条件に違反したとき。
- (3) 暴力団員(本宮市暴力団排除条例(平成24年本宮市条例第3号)第2条第2号に規定する暴力団員をいう。)が実質的に経営を支配している等、市長が特に不適格と認めたとき。
- (4) その他、市長が適当でないと認めたとき。

2 市長は、前項の規定により奨励金の交付決定を取り消す場合は、本宮市宅地造成奨励金交付決定取消通知書(様式第5号)により交付決定者に通知するものとする。

(奨励金の返還)

第9条 市長は、奨励金の交付を取り消した場合、当該取消しに係る部分に関し、既に奨励金が交付されているときは、奨励金の返還を命じることができる。

2 市長は前項の規定により奨励金の返還を命ずる場合は、本宮市宅地造成奨励金返還請求書(様式第6号)により交付決定者に通知するものとする。

(関係書類等の整備及び保存)

第10条 交付決定者は、奨励金の交付に関する書類を当該奨励金の交付後、5年間整理保存しなければならない。

(事業の調査等)

第11条 市長は、奨励金を適正に執行するため、交付対象事業に関する必要な調査、指導及び検査を行うことができる。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(失効)

2 この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

附 則(平成31年3月11日告示第13号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(令和2年3月25日告示第31号)

この告示は、令和2年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則(令和5年3月28日告示第22号)

この告示は、令和5年4月1日から施行し、改正後の本宮市宅地造成奨励金交付要綱附則第2項の規定は、公布の日から適用する。